

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案新旧対照表

改正案

現

行

附則

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の一部

を次のように改正する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 省 略

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 省 略

ロ 第二条中法人税法第二条第四十号の改正規定、同法第二十六条第一項第三号の改正規定、同法第四十条及び第四十一条の改正規定、同法第八十一条の七第一項及び第八十一条の八第一項の改正規定、同法第三百三十三条(見出しを含む。)の改正規定、同法第三百三十四条(見出しを含む。)の改正規定、同法第四百七十七条の改正規定、同法第五百三十三条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五百七条までの改正規定並びに同法第六十二条の改正規定並びに附則第三十四条、第三十五条、第五十六条の二(第十六条の改正規定(同条第四項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める部分を除く。))及び第二十四条の改正規定(同条第五項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める部分を除く。)に限る。

ハ・ネ 省 略

四・九 省 略

十 第二十条中租税特別措置法第三十四条の二第二項の改正規定(同項第十四号の次に一号を加える部分に限る。)、同法第四十一条の十九第一項の改正規定

第一条 同上

一・二 同上

三 同上

イ 同上

ロ 第二条中法人税法第二条第四十号の改正規定、同法第二十六条第一項第三号の改正規定、同法第四十条及び第四十一条の改正規定、同法第八十一条の七第一項及び第八十一条の八第一項の改正規定、同法第三百三十三条(見出しを含む。)の改正規定、同法第三百三十四条(見出しを含む。)の改正規定、同法第四百七十七条の改正規定、同法第五百三十三条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五百七条までの改正規定並びに同法第六十二条の改正規定並びに附則第三十四条及び第三十五条の規定

ハ・ネ 同上

四・九 同上

十 第二十条中租税特別措置法第三十四条の二第二項の改正規定(同項第十四号の次に一号を加える部分に限る。)、同法第四十一条の十九第一項の改正規定

(「第二十九条の二第一項本文」の下に「又は第二十九条の三第一項本文」を加える部分を除く。)、同法第四十二条の十の次に二条を加える改正規定(第四十二条の十一に係る部分に限る。)、同法第三章第四節の二を同章第四節とし、同章第三節の三の次に二節を加える改正規定(第三節の四に係る部分に限る。)、同法第六十五条の四第一項の改正規定(同項第十四号の次に一号を加える部分に限る。)、同法第六十八条の十四の次に二条を加える改正規定(第六十八条の十五に係る部分に限る。)、同章第十四節の次に二節を加える改正規定(第十四節の二に係る部分に限る。)及び同法第九十八条の表の改正規定(同表の市町村の項に係る部分に限る。)並びに附則第七十五条第二項、第八十五条、第一百条、第一百五十五条、第一百八条第二項、第二百七条、第三十一条、第三十五条第二項、第五十六条の二(第十五条第一項の改正規定(「第十二条の十第五項」の下に「、第四十二条の十一第五項」を加える部分に限る。))及び第二十三条第一項の改正規定(「第六十八条の十四第五項」の下に「、第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。))及び第五百五十八条(別表第一租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の項第二号に係る部分に限る。)の規定 総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)の施行の日

十一・十二 省略

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第五十六条の二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号及び第四号、第五条第三項並びに第七条第六項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第八条第二項中「第四十一条の十八の三」を「第四十一条の十八の二第一項」に改め、「の百分の二十五に相当する金額」の下に「(租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項又は第四十一条の十八の三第一項の規定の適用がある場合には、当該百分の二十五に相当する金額からこれらの規定により控除する金額を控除した残額。以下この項において同じ。)」を加え、同条第三項中「特定寄附金の額」を「特定寄附金等の金額」に改める。

第十五条第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の

(「第二十九条の二第一項本文」の下に「又は第二十九条の三第一項本文」を加える部分を除く。)、同法第四十二条の十の次に二条を加える改正規定(第四十二条の十一に係る部分に限る。)、同法第三章第四節の二を同章第四節とし、同章第三節の三の次に二節を加える改正規定(第三節の四に係る部分に限る。)、同法第六十五条の四第一項の改正規定(同項第十四号の次に一号を加える部分に限る。)、同法第六十八条の十四の次に二条を加える改正規定(第六十八条の十五に係る部分に限る。)、同章第十四節の次に二節を加える改正規定(第十四節の二に係る部分に限る。)及び同法第九十八条の表の改正規定(同表の市町村の項に係る部分に限る。)並びに附則第七十五条第二項、第八十五条、第一百条、第一百五十五条、第一百八条第二項、第二百七条、第三十一条、第三十五条第二項及び第五十八条(別表第一租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の項第二号に係る部分に限る。))の規定 総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)の施行の日

十一・十二 同上

権利及び義務に関する法律」に改め、「第四十二条の七第七項」を削り、「第四十二条の十第五項」の下に、「第四十二条の十一第五項」を加え、同条第五項中「国税通則法」を「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第十六条第二項中「更正が」を「同法第百三十三条第一項に規定する更正等が」に、「更正に」を「更正等に」に改め、同条第四項中「国税通則法」を「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、「翌日」の下に、「(同項後段に規定する増加した金額に係る還付金にあつては、同項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日(当該更正等が同法第二十三条第一項の規定による更正の請求に基づく更正である場合及び同項の規定による更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日)とする。）」を加える。

第十七条中「国税通則法」を「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二十三条第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、「第六十八条の十二第七項」を削り、「第六十八条の十四第五項」の下に、「第六十八条の十五第五項」を加え、同条

第五項中「国税通則法」を「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二十四条第二項中「更正が」を「同法第百三十三条第一項に規定する更正等が」に、「更正に」を「更正等に」に改め、同条第五項中「国税通則法」を「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、「翌日」の下に、「(同項後段に規定する増加した金額に係る還付金にあつては、同項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日(当該更正等が同法第二十三条第一項の規定による更正の請求に基づく更正である場合及び同項の規定による更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日)とする。）」を加える。

第二十五条中「国税通則法」を「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第三十四条第一項中「租税特別措置法」の下に「第七十条の二の四第一項又は」を加え、同条第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通の手続並びに納税

者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第三十六条第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第三十八条第一項中「贈与」の下に「（平成二十三年一月一日から同年三月十日までの間にあつては、同年一月一日において六十歳未満の者からの贈与）」を加え、同条第三項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第四十二条第一項及び第四項、第四十三条並びに第四十五条第三項並びに附則第二条及び第三条第二項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

附則第九条中「租税特別措置法」の下に「第七十条の二の四第一項又は」を加え、「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百五十六条の三 前条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「新震災特例法」という。）第八十八条の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用する。

2 新震災特例法第十六条第四項及び第二十四条第五項の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払決定又は充当をする新震災特例法第十六条第二項及び第二十四条第二項の規定による還付金に係る還付加算金について適用する。ただし、当該還付加算金の全部又は一部で、同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

3 平成二十三年十二月三十一日以前に支払決定又は充当をした前条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第二項及び第二十四条第二項の規定による還付金に係る還付加算金については、なお従前の例による。